

1. 調査目的

初期環境調査は、環境リスクが懸念される化学物質について、一般環境中で高濃度が予想される地域においてデータを取得することにより、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 86 号）（以下「化管法」という。）の指定化学物質の指定、その他化学物質による環境リスクに係る施策について検討する際のばく露の可能性について判断するための基礎資料等とすることを目的としている。

2. 調査対象物質

平成 28 年度の初期環境調査においては、15 物質（群）を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

物質 調査 番号	調査対象物質	化審法指定区分 ^{注1、2}		化管法指定区分 ^{注3}		調査媒体		
		改正前	改正後	改正前	改正後	水 質	底 質	大 気
[1]	1-アミノ-9,10-アントラキノン	第二種監視 第三種監視			第一種 19	○	○	
[2]	2-イミダゾリジンチオン（別名：2-メルカ プトイミダゾリン）	第二種監視		第一種 32	第一種 42	○		
[3]	エストロン及びその代謝物							
	[3-1] 1,3,5(10)エストラトリエン-3-オール -17-オン（別名：エストロン）					○		
	[3-2] エストロン-3-硫酸					○		
	[3-3] エストロン-3-グルクロニド					○		
[4]	1,2-エポキシ-3-(トリルオキシ)プロパン				第二種 14	○		
[5]	シアン化物（シアン化水素を含む）			第一種 108	第一種 144			○
[6]	[o-(2,6-ジクロロアニリノ)フェニル]酢酸 （別名：ジクロフェナク）					○		
[7]	(1S,4S)-4-(3,4-ジクロロフェニル)-N-メチル -1,2,3,4-テトラヒドロナフタレン-1-アミン （別名：セルトラリン）					○		
[8]	5,5-ジフェニル-2,4-イミダゾリジンジオン （別名：フェントイン）	第二種監視				○		
[9]	ジフェニルジスルファン（別名：ジフェ ニルジスルフィド）	第二種監視 第三種監視				○		○
[10]	3,3'-ジメチルベンジジン（別名：o-トリジ ン）	第二種監視 第三種監視		第一種 171	第一種 231			○
[11]	トリス(2,3-ジブロモプロパン-1-イル)=ホス ファート（別名：りん酸トリス(2,3-ジブ ロモプロピル)）	第三種監視						○
[12]	m-ニトロトルエン				第二種 71	○		
[13]	p-ニトロフェノール	第二種監視 第三種監視		第一種 239	第二種 72	○		
[14]	ヘキサメチレンジアミン	第二種監視		第一種 292	第一種 390	○		○
[15]	(3S,4R)-3-[(2H-1,3-ベンゾジオキシル-5-イル オキシ)メチル]-4-(4-フルオロフェニル)ピペ リジン（別名：パロキセチン）					○		

（注 1）「化審法」とは「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和 48 年法律第 117 号）をいう。以下同
じ。

（注 2）「化審法指定区分」における「改正前」とは平成 21 年 5 月 20 日の法律改正（平成 23 年 4 月 1 日施行）前の指
定を、「改正後」とは同改正後の指定をそれぞれ意味する。

（注 3）「化管法指定区分」における「改正前」とは平成 20 年 11 月 21 日の政令改正前の指定を、「改正後」とは同改
正後の指定をそれぞれ意味する。なお、「改正前」「改正後」の欄における数字は第一種指定化学物質又は第
二種指定化学物質としての政令番号を意味する。